

○文部科学省として取り組む「学校における働き方改革に関する緊急対策」について周知するとともに、学校における働き方を見直し、限られた時間の中で教師の専門性を生かしつつ、授業や授業準備、研修の時間や、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うため、各教育委員会等における取組(中教審「中間まとめ」で取り組むべきとされた方策)の徹底を呼びかけるもの。

※私立学校及び国立大学附属学校にも別途周知

1. 学校における業務改善について

(1)業務の役割分担・適正化のために教育委員会が取り組むべき方策について

- ①**業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ**
目標設定、PDCAサイクルの構築、業務実施の統一的な方針の策定等
- ②**事務職員の校務運営への参画の推進**
研修の実施、共同学校事務室の活用、庶務事務システムの導入等
- ③**専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援**
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門スタッフの研修、人員確保等
- ④**学校が教育活動に専念するための支援体制の構築**
法的アドバイス、トラブル時の対応支援等
- ⑤**業務の管理・調整を図る体制の構築**
業務量について俯瞰し、業務を付加する際には調整を図る体制の構築
- ⑥**関係機関との連携・協力体制の構築**
教委主導による福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築
- ⑦**学校・家庭・地域の連携の促進**
コミュニティ・スクールの導入、地域学校協働活動の推進等
- ⑧**統合型校務支援システム等のICTの活用推進**
校務支援システムの導入、教材の共有化、都道府県単位の取組等
- ⑨**研修の適正化**
重複した内容の整理・精選、報告書の簡素化、時期の工夫等
- ⑩**各種研究事業等の適正化**
研究テーマの精選、報告書の形式の工夫等
- ⑪**教育委員会事務局の体制整備**
教育委員会における業務の適正化、首長部局との連携等
- ⑫**授業時数の設定等における配慮**
教育課程の編成・実施の際の働き方改革への配慮
- ⑬**各学校における業務改善の取組の促進**
各学校の業務の可視化、経営方針の明確化、管理職の着実なマネジメント等、各学校における業務改善の取組の促進・支援

(2) 個別業務の役割分担及び適正化について

○「中間まとめ」で示された考え方を踏まえ、下記の点に留意しつつ、下記個別業務の役割分担及び適正化を図ること。

○下記個別業務の他、各学校や地域の状況、教育目標・教育課程に応じて発生する業務については、下記個別業務の整理を踏まえ、サービス監督権者である教育委員会において、その受皿の整備・確保を進めつつ、中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討を行うこと。

基本的には 学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応 学校・関係機関・地域の連携を一層強化する体制の構築</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 学校・警察等関係機関・地域の連携を一層強化する体制の構築</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理 銀行振込・口座引落、教育委員会事務局や首長部局による徴収・管理の実施等</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整 学校側の窓口としての地域連携担当教職員を校務分掌上位置づけることの促進等</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、研究事業の精査・精選、民間団体からの依頼に対する対応の精選等</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 地域人材等の参画・協力、輪番による負担軽減等の取組の実施</p> <p>⑦校内清掃 回数・範囲の合理的設定、地域人材等の参画・協力、輪番による指導の負担軽減等の取組の実施</p> <p>⑧部活動 部活動指導員等の積極的参画、部活動数の適正化、地域クラブ等との連携、活動時間や休養日の基準設定、入試における評価の見直し、人事配置等における評価の見直し等</p>	<p>⑨給食時の対応 学級担任と栄養教諭等との連携、ランチルームでの一斉給食、地域人材等の参画等の工夫の実施等</p> <p>⑩授業準備 サポートスタッフの積極的参画、ICTを活用した教材・指導案の共有化等</p> <p>⑪学習評価や成績処理 補助的業務へのサポートスタッフの積極的参画、ICTの活用等</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 民間委託、外部人材の参画、行事の精選、授業時数に含めることの検討等</p> <p>⑬進路指導 外部人材等の参画・協力、検定試験等の民間委託、書類の簡素化等</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的人材の積極的参画、法的相談を受けるスクールロイヤー等の配置等</p>

(3) 学校が作成する計画等及び学校の組織運営に関する見直しについて

- ・業務適正化等の観点から、計画の統合も含め真に効果的な計画作成の推進
- ・**個別の指導計画・教育支援計画等**について、**複数の教師が協力して作成し共有化**するなどの取組の推進
- ・**計画等の整理・合理化**，PDCAサイクルで活用されやすい計画等のひな形の提示
- ・新たな課題に対する、**既存の各種計画の見直しの範囲内での対応**
- ・**校内の委員会等**について、**合同設置や構成員の統一**など、業務の適正化に向けた運用の徹底

等

2. 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について

- ・厚生労働省のガイドラインを踏まえた教師の勤務時間管理の徹底
- ・**ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計**するシステムの構築
- ・登下校，部活動，学校の諸会議等の**適切な時間設定、休憩時間の確保**
- ・通常の勤務時間外に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合の、**勤務時間の割り振り等適正な措置**の徹底
- ・緊急時の連絡方法を確保した上での、**留守番電話の設置**やメールによる連絡対応等の体制整備
- ・一定期間の**学校閉庁日**の設定
- ・学校運営協議会の場等の活用による、保護者や地域の理解促進と必要な要請の実施

等

3. 教職員全体の働き方に関する意識改革について

- ・**管理職のマネジメント能力を養成する研修**の実施、管理職登用の際のマネジメント能力の適正評価
- ・学校の教職員全体に対する、働き方に関する必要な研修の実施
- ・**学校の重点目標や経営方針**への教職員の働き方に関する視点の導入，**人事評価**の活用
- ・**学校評価**への業務改善や教職員の働き方に関する項目の導入、第三者評価の積極的検討
- ・**教育委員会の自己点検・評価**における学校における業務改善の観点の導入

等

※これらのほか、今後の対応に当たっては、「中間まとめ」及び「緊急対策」を参考とすること。
※文部科学省としても、各教育委員会の取組状況について定期的にフォローアップを実施。